

2025年4月改正法施行にむけた

改正建築基準法講習会



本講習会では**木造一戸建住宅を対象**として、建築確認申請の申請方法などを学びます。

令和7年度施行予定の建築基準法の改正内容を中心に、確認申請図書の作成ポイント等について説明します。

開催方式 対面集合とWEBの併用 **受講料** 無料

会場 エースパック未来中心2階セミナールーム3 (倉吉市駄経寺町212-5)

定員 各回会場での参加は先着100名

申込方法 電子申請、または裏面をFAX・e-mailにより
9/6(金)までにお申込みください。
※どちらか1講座のみの参加も可能です



とっとり電子申請
サービス

	①入門編	②中・上級編
日時	9/18(水) 13:30~16:30 (開場13:00)	10/10(木) 13:30~16:30 (開場13:00)
対象者	建築確認業務に従事していない方、設計業務等の経験のない又は浅い方 など	建築確認業務に従事している方、設計等業務の従事者、経験者 など
内容	制度改正を中心とした建築基準法の説明 採光計算や壁量計算等の解説 確認申請図書の作成方法等	制度改正を中心とした建築基準法の説明 構造関係規定の見直し 確認申請図書の作成方法 よくある指摘事項の解説 等

- WEB参加の場合、WEBアドレスは申し込み後にメール等でお知らせします。
- 1、2月にも同講座を開催予定です。
- 改正建築物省エネ法に係る講習会も別途開催予定です。
- **建築CPD情報提供制度認定講習(2単位(予定)) ※対面集合のみ対象です。**



詳しくはこちらから

建築基準法・建築物省エネ法改正で3つの大きな変更点

1

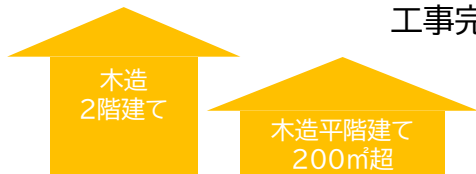
省エネ基準の義務化

全ての建物を新築・増築・改築する場合、省エネ基準への適合が義務付けられます。外壁や天井の断熱材、窓、設備などを省エネ対応にする必要があります。

2

2階建て以上または延べ面積200㎡超の建物で確認申請・完了検査などの手続きが全ての地域で義務化

都市計画区域外で木造2階建ての建物を建築する場合、これまでは確認申請が不要でしたが、令和7年4月以降は申請が必要となり、確認済証が交付されないと工事ができず、工事完了後に検査に合格しないと建物が使用できません。



※建築とは、新築、増築、改築、大規模な模様替え、大規模な修繕、移転のことです

※木造以外(鉄骨造、鉄筋コンクリート造等)はこれまでどおりで変更ありません。

3

建物の構造計算のルールが変更

建物の省エネ化(建物の断熱材や窓を断熱性の高いものにする等)に伴い、建物自体が重くなるため、建物を支える壁や柱について建築士が計算するルールが変わります。

改正建築基準法講習会 参加申込書

申込〆切: 令和6年9月6日(金)

会社名	
参加者氏名 (代表者のみでも可)	
電話番号	
メールアドレス	
参加人数	②入門編 対面集合 名 オンライン 名 ②中・上級編 対面集合 名 オンライン 名

※ ご記入いただいた内容は、本講習会の実施以外の目的では使用いたしません。

申し込み先 : 鳥取県生活環境部くらしの安心局 住宅政策課
お問合せ先 建築指導室(担当 音田)

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7391 Fax 0857-26-8113

e-mail jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp